○中国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七番一から福山市大門町大字野々浜字境八六六番二まで	前 A	九・五〇〜一二・五〇メートル	一九・九四四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	二〇・〇〇〜一二・五〇メートル	七・二五〇キロメートル	
	前 C	二〇・〇〇〜一三・〇〇メートル	五・二九九キロメートル	
	後 A	九・五〇〜一二・五〇メートル	一九・九四四キロメートル	
	後 B	二〇・〇〇〜一二・五〇メートル	七・二五〇キロメートル	
	後 C	二〇・〇〇〜一三・〇〇メートル	五・二九九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
玉野市用吉字吉原一六八六番一から同市用吉字吉原一六八七番一まで	前	二二・〇〇〜三六・〇〇メートル	〇・〇二二キロメートル	
	後	二九・五〇〜三九・〇〇メートル	〇・〇二二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
島根県飯石郡飯南町花栗六〇番四地内	前	三一・五〇〜四九・〇〇メートル	〇・〇四七キロメートル
	後	二八・五〇〜四〇・五〇メートル	〇・〇四七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○四国地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号及び三百十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三豊市財田町財田上字池の尾七六八一番一から三好市池田町州津乳ノ木一三八一番一まで	前 A	七・七〇〜九一・三三メートル	一二・七九三キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D	八・八九〜一九七・六三	八・一九八	
	後 A	七・七〇〜九一・三三	一二・七九三	
	後 B・C・D	八・八九〜一九七・六三	八・一九八	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号及び三百十九号	三好市池田町州津雛田六三番二地先まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月十四日

○四国地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十四日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名　四国横断自動車道阿南四万十線

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
小松島市江田町字大江田二一番一から同市江田町字腰前一八八番一まで	最大 三八・五〇メートル 最小 二一・八一	〇・七七二キロメートル

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○北海道開発局告示第十二号

石狩川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年四月一日付けで告示された建設省告示第八百三十七号を次のように改める。

関係図面のうち、第六号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日　北海道開発局長　澤田　和宏

（図面省略）